

令和元年 9 月吉日

各 位

福岡中央銀行

デビットカード（J-Debit）における キャッシュレス・消費者還元事業について

1. キャッシュレス・消費者還元事業とは （キャッシュレス・消費者還元事業費補助金）

キャッシュレス・消費者還元事業とは、中小・小規模事業者等におけるキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元等を実施するための決済事業者等の事業費等の経費の一部を補助することにより、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化策として、中小・小規模事業者等における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進することを目的とする事業です。

2. 消費者還元補助が実施される期間

2019年10月1日（火）～2020年6月30日（火）

3. デビットカード（J-Debit）を利用して決済をされたお客さまへの還元について

補助対象期間中に、補助対象の登録を受けた加盟店（以下「加盟店」という）にてお客さまが弊行の個人名義のデビットカード（J-Debit）を利用して支払われた場合、決済額の最大5%相当額（毎月15,000円を上限）を1ポイント=1円として自動的に交換し、支払われた月の翌々月末までに、お客さまの預金口座へ還元いたします。なお、弊行については本制度における「キャッシュレス決済事業者」に現在登録中です。10月1日（火）から当行が決済事業者に登録されるまでの期間につきましては、加盟店にてお客さまが弊行の個人名義のデビットカード（J-Debit）を利用して支払われた場合、キャッシュレス・消費者還元事業費補助金と同様の金額を、利用された月の翌々月末までに還元いたします。

以上

本事業に関するお問い合わせ

福岡中央銀行 営業統括部 担当 川原、^{さきなみ} 滄
TEL 092-751-4667
平日（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時